

## 埋蔵文化財資料の利用に係る取扱い要項

（趣旨）

第1条 この要項は、熊本県教育庁教育総務局文化課が熊本県文化財資料室（以下「資料室」という。）で保管する出土文化財、発掘調査報告書及び発掘調査の記録類（以下「埋蔵文化財資料」という。）の利用に関し、必要な事項を定める。

（定義）

第2条 「出土文化財」は土地から出土した文化財（指定文化財を除く）を、「発掘調査報告書」は埋蔵文化財の発掘調査の成果を記録した報告書を、「発掘調査の記録類」は発掘調査の過程及び結果を記録した写真、図面、日誌、遺物台帳、写真台帳、図面台帳等をいう。

2 「埋蔵文化財資料の利用」とは、埋蔵文化財資料を借用、閲覧若しくは撮影又は掲載のために使用することをいう。

（出土文化財の借用）

第3条 出土文化財を借用しようとする者は、あらかじめ資料室に問い合わせ、借用可能であることを確認し、借用日の15日前までに出土文化財借用申込書（別紙第1号様式）を文化課長に提出するものとする。

2 文化課長は、前項の申込が文化財保護法（昭和25年法律第214号）の趣旨に一致し、かつ当該出土文化財が善良な管理者の注意をもって適切に取り扱われると認められる場合に、次の条件を付して承諾書を交付する。

（1）出土文化財借用申込書に記載した目的以外に使用しないこと。

（2）転貸しないこと。

（3）借用、返却、借用期間中の保管等に要する費用は、すべて借用者の負担とすること。

（4）展示又は公開する場合は、熊本県教育委員会所蔵又は熊本県教育委員会提供と明示すること。

3 出土文化財の借用を承諾された者（以下「借用者」という。）が当該出土文化財を借り受けるときは、資料室職員立ち会いのもと当該出土文化財の状態を確認し、借用証書を文化課長に提出するものとする。

第4条 文化課長は、借用者が第3条第2項の条件に違反し、又は違反する恐れがあると認められるときは、承諾を取り消すことができる。

2 借用者は承諾が取り消されたときは、直ちに利用を停止し、借用している出土文化財を返却しなければならない。なお、このときに生ずる費用及び損害については、すべて借用者が負担するものとする。

第5条 出土文化財の借用期間は1年以内とする。なお、利用者が借用期間終了前に出土文化財借用申込書を再度提出し文化課長の承諾を受けた場合は、借用期間を延長することができる。

第6条 借用者は、借用期間が満了したときは直ちに出土文化財を返却しなければならない。

(出土文化財の閲覧、撮影)

第7条 出土文化財を閲覧又は撮影しようとする者は、あらかじめ資料室に問い合わせ閲覧又は撮影が可能であることを確認し、閲覧日又は撮影日の15日前までに出土文化財閲覧・撮影申込書(別紙第2号様式)を文化課長に提出するものとする。

2 文化課長は、前項の申込が文化財保護法の趣旨に一致し、かつ当該出土文化財が善良な管理者の注意をもって適切に取り扱われると認められる場合に、次の条件を付して承諾書を交付する。

(1) 出土文化財閲覧・撮影申込書に記載した目的以外に使用しないこと。

(2) 資料室職員の指定した場所で閲覧又は撮影を行うこと。

(3) 出土文化財の閲覧又は撮影の成果を出版物、映像等へ掲載する場合は、熊本県教育委員会所蔵と明示するとともに、掲載された出版物、映像等を文化課長に1部提供すること。

3 出土文化財の閲覧又は撮影を承諾された者(以下「閲覧・撮影者」という。)が当該出土文化財を閲覧又は撮影するときは、資料室職員立ち会いのもと当該出土文化財の状態を確認し、その指示に従い閲覧又は撮影するものとする。

(発掘調査報告書及び発掘調査の記録類の閲覧)

第8条 発掘調査報告書を閲覧しようとする者(以下「報告書閲覧者」という。)は、資料室の開館時間に資料室受付に申し出るものとする。

2 発掘調査の記録類を閲覧しようとする者(以下「記録類閲覧者」という。)は、あらかじめ資料室に問い合わせ、閲覧の対象、日時等を調整するものとする。

3 報告書閲覧者及び記録類閲覧者は、資料室職員の指示に従い閲覧するものとする。

(発掘調査の記録類の掲載)

第9条 発掘調査の記録類を出版物、映像等へ掲載しようとする者は、あらかじめ資料室に問い合わせで掲載可能であることを確認したうえで、発掘調査の記録類掲載申込書(別紙第3号様式)を文化課長に提出するものとする。なお、出土文化財借用申込書又は出土文化財閲覧・撮影申込書の使用目的に出版物、映像等への掲載が明記されている場合には、当該申込書は不要とする。

2 文化課長は、前項の申込が文化財保護法の趣旨に一致し、かつ著作権等に違反する恐れがないと認められるときは、次の条件を付して承諾書を交付する。

- (1) 発掘調査の記録類掲載申込書に記載した目的以外に使用しないこと。
- (2) 出版物、映像等の掲載物に熊本県教育委員会提供と明示すること。
- (3) 掲載された出版物、映像等を文化課長に1部提供すること。

(埋蔵文化財資料の滅失き損等に対する措置)

第10条 借用者、閲覧・撮影者、報告書閲覧者及び記録類閲覧者(以下「利用者」という。)は、埋蔵文化財資料の利用にあたり、埋蔵文化財資料の全部若しくは一部が滅失し、又はき損したときは、速やかに文化課長に報告しなければならない。

2 利用者は、文化課長からの指示に従い、滅失又はき損した埋蔵文化財資料の原型復旧若しくは補償を行うものとし、その修復等に要する一切の費用は利用者が負担する。但し、利用者の責めに帰すべき理由がないときは、文化課と協議しその対応を決めるものとする。

(埋蔵文化財資料の寄附)

第11条 埋蔵文化財資料の寄附については、熊本県出土文化財取扱規則(平成12年教育委員会規則第10号)に準ずるものとする。

(補則)

第12条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は文化課長が別に定めるものとする。